

後期高齢者医療制度

保険証の更新について

現在、使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。

8月1日から使用できる保険証を、7月中旬から簡易書留郵便で送付します。

※ 年度途中で75歳になり加入する方は、75歳になる月の前月に簡易書留郵便で送付します。

▽ 保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。

▽ 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。

※ 期限が切れた保険証は、8月以降に役場へお越しの際に返却していただくか、自身で破棄してください。



限度額適用認定証

現在、限度額適用認定証を持っていて、令和2年度も引き続き現役並み所得のある区分Ⅱ・Ⅰの方は、7月下旬に「限度額適用認定証」を送付します。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

現在、減額認定証を持っていて、令和2年度も引き続き市町村民税非課税世帯の方は、7月下旬に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を送付します。

医者にかかるときの自己負担

医者にかかるときは、医療費の一部を自己負担することになります。

8月から令和3年7月までの負担割合は、世帯の前年の所得をもとに判定します。

ただし、判定後に所得更正（修正）があった場合は、再判定を行い、8月にさかのぼって適用します。

世帯員の異動（死亡、転入、転出など）があったときは、随時再判定を行い、負担割合が変わる場合があります。その場合、原則、異動のあった月の翌月から適用されます。

区分	該当者	負担割合
一般	「現役並み所得のある方」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」の区分に該当しない方	1割
現役並み所得のある方	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方	3割
区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯で、「区分Ⅰ」に該当しない方	1割
区分Ⅰ	世帯全員の各種所得（公的年金は控除額を80万円で計算）が0円の方。または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	

▽ 「現役並み所得のある方」（3割負担）と判定された場合でも、次の場合、「一般」（1割負担）の適用になります。

昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯

のうち、

世帯の被保険者全員の旧ただし書所得の合計額が210万円以下のとき

▽ また、次の場合は申請により翌月（申請日が1日の場合は当月）から「一般」（1割負担）の適用になります。

① 被保険者が1人の世帯

のうち、

被保険者の収入額が383万円未満のとき

② 被保険者が1人で、その被保険者の収入額が383万円以上で、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している70歳から74歳までの方がいる世帯

のうち、

被保険者と70歳から74歳までの方の収入額の合計が520万円未満のとき

③ 被保険者が2人以上いる世帯

のうち、

被保険者の収入額の合計が520万円未満のとき